

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（第4回） 次第

日時：令和2年3月6日（金）15：00～

場所：香川県庁北館3階 303会議室

1. あいさつ

2. 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の現状に関する情報共有について

（2）新型コロナウイルス感染症による影響と対策について

（3）その他

香川県新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議（メンバー）

会長 健康福祉部長 安藤 照文

副会長 危機管理総局次長 寺嶋 賢治

所 属	職名	氏 名	備 考
健康福祉部	医療調整監	星川 洋一	
政策課	課長	井手下 慶博	
自治振興課	課長	森 寿貴	
総務学事課	課長	古沢 保典	
広聴広報課	課長	大庭 康博	
国際課	課長	谷口 英二	
危機管理課	課長	石川 恵市	
くらし安全安心課	課長	小瀧 賢士	
環境政策課	課長	武本 哲史	
健康福祉総務課	課長	長尾 英司	
薬務感染症対策課	課長	井上 喜美子	
長寿社会対策課	課長	井下 秀樹	
医務国保課	課長	尾崎 俊史	
生活衛生課	課長	石川 勲	
産業政策課	課長	海津 洋	
経営支援課	課長	石井 一暢	
交流推進課	課長	桑原 仁	
観光振興課	課長	中 澄夫	
観光振興課 国際観光推進室	室長	陶山 尚志	
交通政策課	課長	近藤 壽文	
農政課	課長	河西 浩一	
土木監理課	課長	植松 和弘	
港湾課	課長	杉峯 正夫	
県立病院課	課長	遠山 宏	
小豆保健所	所長	岩井 敏恭	
東讃保健所	所長	丸山 保夫	
中讃保健所	所長	小倉 永子	
西讃保健所	所長	仁木 賢	
環境保健研究センター	所長	橋本 和久	
教育委員会総務課	課長	白井 道代	
保健体育課	課長	宮滝 寛己	
香川県警察本部 警備部警備課	課長	谷本 郁夫	
高松市保健所	所長	大西 聡	

令和2年3月05日 (木)

【照会先】

健康局 結核感染症課

係長 山田 大悟

(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年3月5日版）

3月5日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。(3月5日正午までの各国機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、3月4日報から下線部分を更新しました。)

国内では、3月4日～3月5日までに今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の患者30名(258例目から287例目)、無症状病原体保有者3名の報告がありました。

1. 国内の状況について

3月5日12:00現在、287例の患者、30例の無症状病原体保有者が確認されている。
これに加え、空港検疫で1例患者(※1)が確認されており、合計すると318例となる。

【内訳】

- ・患者288例（国内事例276例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫1例）
 - ・無症状病原体保有者30例（国内事例26例、チャーター便帰国者事例4例）
- うち日本国籍282名、退院者49名（患者39名、無症状病原体保有者10名）

	PCR検査実施人数	PCR検査陽性者	うち無症状者				うち重症者				うち死亡者	重症者数				
			うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院中の者	うち入院検査中の者	うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち重症者							
									うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器療法又は集中治療室に入院している者*						
国内事例 (1/19-2020年3月4日)	5,948人 (+258)	302人 (+33)	26 (+3)	6	20 (+3)	13 (+2)	7 (+1)	276 (+30)	32 (+1)	238 (+29)	102 (+2)	27 (+3)	102 (+24)	7	6	0
チャーター便 帰国者事例 (1/19-2020年3月4日)	829人	15	4	4	0	0	0	11	7	4	4	0	0	0	0	0
合計	6,777人 (+258)	317 (+33)	30 (+3)	10	20 (+3)	13 (+2)	7 (+1)	287 (+30)	39 (+1)	242 (+29)	106 (+2)	27 (+3)	102 (+24)	7	6	0

(括弧内は前日からの変化)

※1 中部国際空港に到着された乗客1名について、名古屋検疫所中部空港検疫所支所でPCR検査したところ、3月4日13時30分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られたため、当該患者を隔離するため、愛知県内の医療機関に搬送しました。

※2 「令和2年3月4日版」以後は、陽性となった者の濃厚接触者に対する検査も含めた検査実施人数を都道府県に照会し、回答を得たものを公表している。なお、国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない(退院時の確認検査などは含まれていない)。

※3 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は1名

※4 うち日本国籍267名

(1) 国内事例 (2.チャーター便帰国者を除く) 【※詳細は別添1参照】

- ・患者276例、無症状病原体保有者26例
- ・3月4日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、PCR検査については、計5,948件の検査を実施。
- ・上記患者のうち入院中または入院予定238名、退院32名、死亡6名。
- ・無症状病原体保有者26名は入院中または入院予定20名、退院6名。

(2) チャーター便帰国者に係る発生状況

(水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者) 【※詳細は別添2参照】

- ・患者11例、無症状病原体保有者4例
- ・患者のうち入院中4名、退院7名。
- ・無症状病原体保有者4名全員退院。

2. クルーズ船での発生状況について

・2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、延べ4,089名について、新型コロナウイルスに関する検査を実施したところ、陽性が確認されたのは706名（うち無症状病原体保有者延べ392名）。

（※）なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

	PCR検査陽性者 ※〔 〕は無症状 病原体保有者数	退院している者	人工呼吸器又は集中治 療室に入院している者※3	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1 ※3月1日下船終了	延べ706 【延べ392】	199 (+18) ※2	35	6 ※4

（括弧内は前日からの変化）

※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人

※2 退院している者199名のうち有症状78名、無症状は121名。

※3 9名が重症から軽～中等症へ改善(うち2名は退院)

※4 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

・船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行いました。

・3月1日、すべての乗客、乗員の下船が完了しました。引き続き下船をされた乗客・乗員の方々の健康管理を適切に行っていきます。

【空港検疫で発生した事例について】

・中部国際空港に到着された乗客1名について、名古屋検疫所中部空港検疫所支所でPCR検査したところ、3月4日13時30分頃に新型コロナウイルス陽性の結果が得られたため、当該患者を隔離するため、愛知県内の医療機関に搬送しました。

3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されました。

詳細は下記でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

令和2年3月5日
健康福祉部薬務感染症対策課
結核・感染症グループ 細谷、岩西
内線：3257、3353
直通（087）832-3304

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について

大阪市内のライブハウス（大阪京橋ライブハウスArc）で開催されたコンサートに参加された方から新型コロナウイルスへの感染が判明し、その後も新たな感染者が確認されています。また、感染が判明した方の中から別のライブハウス（Soap opera classics Umeda）で開催されたイベントに参加し、不特定多数の方と接触している可能性があることが判明しました。

下記のコンサートに参加された方は、症状の有無にかかわらず、検査を含め、お近くの「帰国者・接触者相談センター」（各保健所）まで、ご相談ください。

記

【コンサート概要】

1 大阪京橋ライブハウスArc（大阪市都島区東野田町1-1-4）

2月15日（土曜日）

- (1) 時間 午後6時30分開演 午後9時頃終了
- (2) コンサート名 カツオコレクションVol.55
- (3) 参加者 120人程度

2月16日（日曜日）

- (1) 時間 午後5時30分開場 午後6時開演
- (2) コンサート名 カツオのたまり場～Vol.9
- (3) 参加者 100人程度

2 Soap opera classics Umeda（大阪市北区西天満4-4-18）

2月19日（水曜日）

- (1) 時間 午後6時開演 午後9時終了
- (2) 参加者 100人

2月23日（日曜日）

- (1) 時間 昼の部： 午後1時開演 午後3時終了
夜の部： 午後7時開演 午後9時終了
- (2) 参加者 昼の部：100人
夜の部：30人から40人

帰国者・接触者相談センター／保健所感染症電話相談窓口

夜間受付を経由して、休日・土曜日・夜間も対応 しています。

相談窓口	電話番号	ファクス番号 ※月曜日から金曜日(休日を除く)の 午前8時30分から午後5時15分まで
小豆保健所	0879-62-1373	0879-62-1384
東讃保健所	0879-29-8261	0879-42-5881
中讃保健所	0877-24-9962	0877-24-8341
西讃保健所	0875-25-2052	0875-25-6320
高松市保健所	087-839-2870	087-839-2879

【参考】

香川県ホームページ「新型コロナウイルス感染症 (COVID - 19) に関する情報」

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_6/dir1_6_2/wt5q49200131182439.shtml

大阪府ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」に関する留意事項について」(令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について (依頼)」(令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について、改めて別紙のとおりとりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしく申し上げます。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について (依頼)」(令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について (依頼)」(令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)は本日をもって廃止します。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

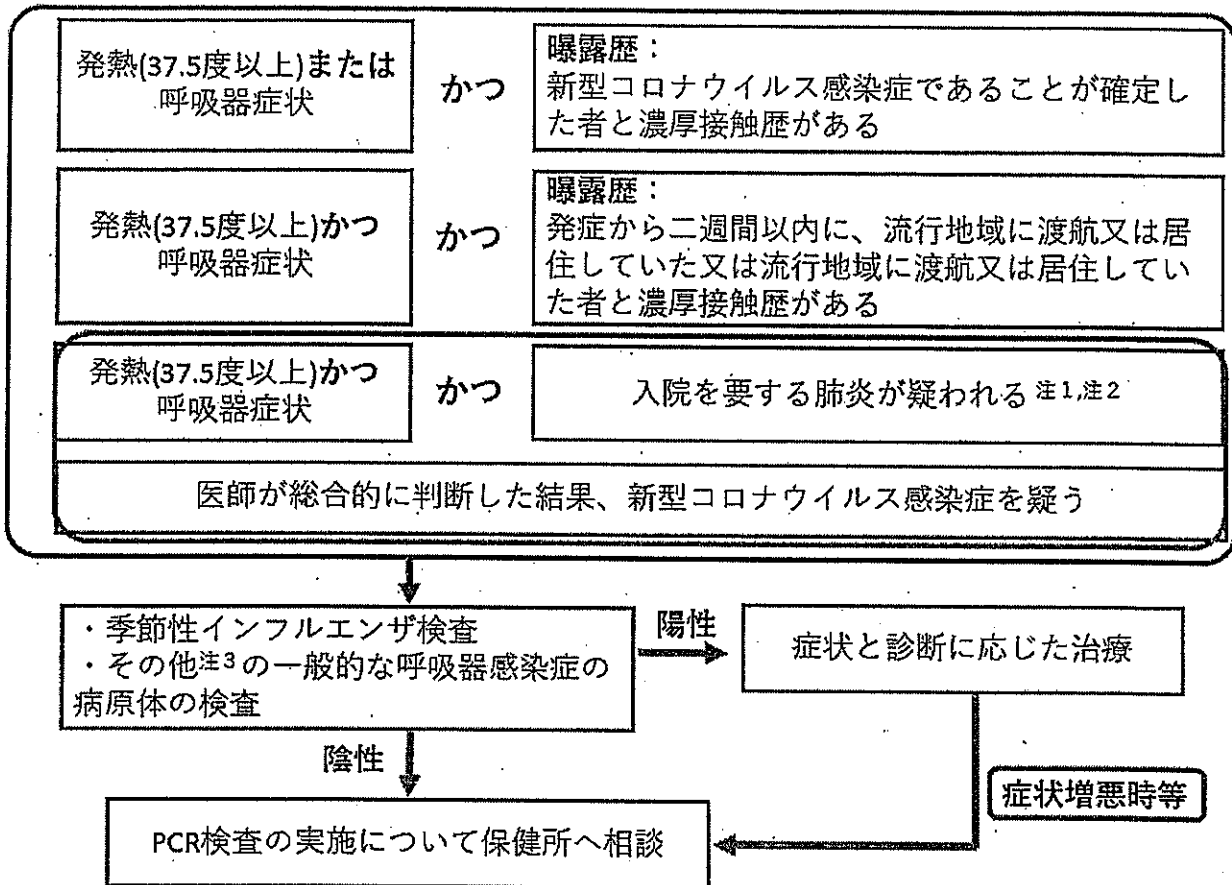
2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

- (1) 以下の検査を行った上で、陰性であった場合にはPCR検査を実施すること
 - ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
 - ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査
- (2) (1) について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行してPCR検査を行うこと

<参考>

○検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※ 赤枠は別紙の1に該当する部分

○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

○「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について(依頼)」(令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)

- 「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）からの変更点（下線部が変更点）

変更後	変更前
<p>1 検査対象者について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について</u>」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「<u>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</u>」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>前述の基準</u>に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる <u>医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</u> 	<p>1 検査対象者について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、別紙に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） <u>症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u> <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結</u>

<p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査と並行してPCR 検査を行うこと</p>	<p><u>果、新型コロナウイルス感染症と疑 う者</u></p> <p>2 検査を行う際の留意点について (略)</p> <p>(2) (1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査結果を待つ必要は ないこと</p>
---	--

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(抄)

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)

(1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつたもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

健感発 0207 第 1 号
令和 2 年 2 月 7 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1（4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症による集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

事務連絡
令和2年2月25日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る検査については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）を改正し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせし、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）により、行政検査の対象者などの事項について改めてお知らせしたところです。

全国で新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備いただいているところですが、現状、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態であり、こうしたクラスターの発生等により、一部地域において、一時的に検査の需要が逼迫することが想定される場所です。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る検査委託先の確保について、下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

また、新型コロナウイルスが疑われる者への検査については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）を踏まえて適切に実施いただきますようお願いいたします。

記

1 近隣自治体における検査受託の協力について

新型コロナウイルス感染症の行政検査について、地域における小規模患者クラスターの発生等により、一時的に、地域内で多数の検査を要する状況が生じ、管轄内の地方衛生研究所等のみでの検査の実施が困難なことから、近隣の都道府県等に対し当該検査の受託の協力依頼があった場合には、依頼を受けた都道府県等は、管轄内の地方衛生研究所等の検査の受託状況を踏まえ、積極的に検査の受託に協力をいただきたくようお願いしたい。

2 調整がつかない場合の連絡について

1により、近隣の都道府県等に検査受託の協力を行ったが、検査実施先の調整が困難な場合は、厚生労働省に相談すること。なお、検査実施先の確保が困難な場合は、国立感染症研究所において、都道府県等の検査の受託を行うことが可能であるため、その点も含めて相談すること。

3 その他

「新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について」（令和2年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）で、民間検査機関に検査を委託する場合の取扱いについてお知らせしているとおり、民間検査機関の活用も可能であるので、検査委託先の検討に当たっての参考としていただきたい。

【問い合わせ】

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部
(検査班)

担当：黒岩、伊東

電話番号：03-5253-1111 (内線：8084)

：03-3595-2305 (直通)



お問い合わせ
 香川県健康福祉部業務感染症対策課
 電話:087-832-3302,3303,3304
 FAX:087-861-1421
 メール: yakumukansen@pref.kagawa.lg.jp

トップ 感染症情報 エイズ・性感染症 肝炎対策 結核 ハンセン病 予防接種 インフルエンザ等対策

医療機関の方へ(感染症法の届出など) 社会福祉施設の方へ 感染症週報・月報

ホーム > 子育て・健康・福祉 > 感染症 > 感染症総合 > 香川県感染症情報

トップ > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について

【このページの情報】

公開日:2020年3月6日

>>香川県内の状況はこちらから>>

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について
 発生状況や新型コロナウイルス感染症に備えた対策など

香川県内の状況

現時点で香川県では「新型コロナウイルス感染症」の患者は確認されておりません。

PCR検査の件数と結果

3月5日の検査件数	8件・全て陰性 これまでの検査件数(PDF形式 28KB)
帰国者・接触者相談センター	
3月5日の一般相談件数	99件(うち県民の皆様から 70件) これまでの相談件数(PDF形式 34KB)
3月5日の受診相談件数	45件 これまでの相談件数(PDF形式 29KB)

※ 毎日正午までに前日の件数を掲載します。ただし、閉庁日は翌開庁日の正午までに掲載します。

[▲このページの上部へ](#)

厚生労働省電話相談窓口

フリーダイヤル:0120-565653(9時から21時まで、土日・祝日も実施)
 聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、ファクス(03-3595-2756)や電子メールをご利用ください。
 詳しくは、[一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページ\(外部リンク\)](#)をご覧ください。

[▲このページの上部へ](#)

保健所感染症電話相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

以下のいずれかに該当する方は、下表の帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 (詳しくは[相談・受診の目安\(PDF 119KB\)](#)(外部リンク)をご覧ください。)

「帰国者・接触者相談センター」一般相談件数

月日	県民	医療機関	行政機関	企業	観光・旅館	その他	計
2月 3日 月曜日	24	8	6	1	0	1	40
4日 火曜日	17	5	2	4	3	1	32
5日 水曜日	17	5	5	1	2	3	33
6日 木曜日	28	4	2	4	0	3	41
7日 金曜日	20	2	5	6	1	1	35
8日 土曜日	5	0	0	0	0	0	5
9日 日曜日	1	0	1	0	0	0	2
10日 月曜日	14	7	0	2	0	0	23
11日 火曜日・祝日	4	2	0	0	0	0	6
12日 水曜日	14	5	3	4	0	0	26
13日 木曜日	11	5	4	3	0	4	27
14日 金曜日	25	4	3	5	1	1	39
15日 土曜日	9	0	0	0	0	0	9
16日 日曜日	9	0	0	0	1	0	10
17日 月曜日	46	6	4	6	0	4	66
18日 火曜日	45	10	5	4	0	1	65
19日 水曜日	44	9	8	5	0	4	70
20日 木曜日	38	6	7	4	0	1	56
21日 金曜日	44	6	7	7	1	1	66
22日 土曜日	25	6	1	1	0	0	33
23日 日曜日	28	2	1	0	0	0	31
24日 月曜日・祝日	41	2	0	1	1	0	45
25日 火曜日	103	16	1	2	1	2	125
26日 水曜日	72	4	5	10	0	5	96
27日 木曜日	82	11	7	11	2	9	122
28日 金曜日	83	9	8	7	0	14	121
29日 土曜日	73	6	1	4	1	1	86
3月 1日 日曜日	47	1	1	0	0	1	50
2日 月曜日	100	7	5	19	0	4	135
3日 火曜日	91	8	8	6	0	12	125
4日 水曜日	71	12	7	21	0	4	115
5日 木曜日	70	10	9	7	0	3	99
相談者	県民	医療機関	行政機関	企業	観光・旅館	その他	計
累計	1,301	178	116	145	14	80	1,834

「帰国者・接触者相談センター」受診相談件数

月日	相談件数
2月 10日 月曜日	1
17日 月曜日	3
18日 火曜日	8
19日 水曜日	7
20日 木曜日	4
21日 金曜日	8
22日 土曜日	10
23日 日曜日	5
24日 月曜日・祝日	16
25日 火曜日	24
26日 水曜日	31
27日 木曜日	37
28日 金曜日	38
29日 土曜日	35
3月 1日 日曜日	32
2日 月曜日	63
3日 火曜日	38
4日 水曜日	29
5日 木曜日	45
累計	434

PCR検査件数

検査日	検査件数	結果	
		陽性	陰性
1月 29日 水曜日	3	0	3
31日 金曜日	1	0	1
2月 10日 月曜日	1	0	1
11日 火曜日	1	0	1
17日 月曜日	2	0	2
18日 火曜日	2	0	2
19日 水曜日	3	0	3
20日 木曜日	1	0	1
22日 土曜日	4	0	4
24日 月曜日	1	0	1
25日 火曜日	7	0	7
26日 水曜日	2	0	2
27日 木曜日	2	0	2
28日 金曜日	4	0	4
29日 土曜日	3	0	3
3月 1日 日曜日	1	0	1
2日 月曜日	5	0	5
3日 火曜日	9	0	9
4日 水曜日	3	0	3
5日 木曜日	8	0	8
累計	63	0	63

新型コロナウイルス感染症による影響について（商工労働部）

- 国が1月29日に設置した県内の相談窓口（※15か所）には、3月4日までに計133件の相談が寄せられており、ほとんどが資金繰りに関する内容。
（※四国経済産業局、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、商工中金、信用保証協会、6商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構）
- 1月31日から、商工労働部の中小企業対策相談窓口で相談に対応しているが、3月4日までに計5件の相談が寄せられており、いずれも資金繰りに関する内容。
- 国の緊急対応策の一つであるセーフティネット保証4号の指定を要請する際に、商工会議所、商工会を通じて調査したところ、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、その後2か月も20%以上減少する見込みであると回答した県内中小企業数は、374社中65社という結果。
内訳は、製造業17、宿泊業14、運輸業10、飲食業10小売業8、その他6。
- 3月4日までに、中国に進出している企業など、県内の製造業50社から影響について聞き取りを行った結果、中国進出企業(10社)を中心に生産や営業活動に影響。
- ・中国現地企業からの原材料・部品供給の遅れ(5/10社)
 - ・中国現地拠点の生産や販売の落ち込み(6/10社)
 - ・中国国内における交通遮断の影響(6/10社)
- 3月4日、県内の大型小売店舗、商店街の組合、飲食業の組合に確認したところ、下記のような影響。
- ・大型小売店舗では、催事の中止や売上の減
 - ・商店街では、インバウンドの落ち込みや売上の減
 - ・飲食業では、宴会等のキャンセルが増え、団体客・個人客とも減
- 小中高等学校の一斉臨時休業等を踏まえ、県内中小企業でも、時差出勤やテレワークを活用または検討している企業も見られる。

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

- ・栗林公園、琴平、小豆島などにおいては、2月下旬以降、入込客数が減少
- ・栗林公園の2月の入込客数は前年同月比71.3%
- ・宿泊施設においては、2月、3月の予約分を中心に、国内外の観光客のキャンセルが増加中
- ・旅行会社においては、国内外の旅行商品について、3月分はキャンセルが増加、4月からGW期間中は新規申込みが少ない
- ・バス事業者においては、貸切バスについて、3月分はキャンセルが増加
- ・飲食施設（さぬきダイニング認定店）においては、国内外の観光客が減少、インバウンドの団体予約のキャンセルが多い
- ・「栗林庵」の2月の来店購入者数は前年同月比78%、販売額は90%
また、消費税免税実績から見る外国人購入客数は、前年同月比36%と大幅に減少
- ・直島や豊島等のアート施設の臨時休館（3/3～3/16）
- ・ニューレオマワールドの臨時休園（3/4～3/13）

2 交通関係

- ・高松－上海線の運休：令和2年2～3月にかけて計36往復が運休
- ・高松－台北線の運休：令和2年2～3月にかけて計28往復が運休
- ・高松－ソウル線の運休：令和2年3月の計9往復が運休
- ・高松－羽田線の運休：令和2年3月の計11往復が運休
- ・JR四国管内全体の収入：前年同期比約85%（2/1～24）
- ・JR瀬戸大橋線の乗客数：前年同期比約90%（約44万人）（2/1～24）
- ・オール四国レールパスの販売枚数：前年同期比約40%（620枚販売）（2/1～24）
- ・「四国まんなか千年ものがたり」：3/6, 7, 8, 13, 14, 15の全便運休
- ・瀬戸中央自動車道の交通量：前年同期比約93%（2/26～3/2）
- ・本州との高速バスの利用者数：前年同期比約50%（2/26～3/3）
- ・ジャンボフェリーの利用状況：3月中の国内団体客予約の半分以上がキャンセル

3 イベント関係

- ・栗林公園ライトアップの中止(香川県) (3/27~4/5)
- ・栗林公園光の祭の開催期間の短縮(チームラボ) (3/2~3/8)
- ・引田ひなまつりの中止(引田ひなまつり実行員会) (2/28~3/3)
- ・うたづの町家とおひなさんの中止(うたづの町家とおひなさん実行員会) (2/29, 3/1)
- ・さぬきマルシェ in サンポートの中止(NPO 法人アーキペラゴ) (3/1)
- ・ダイヤモンド・プリンセス寄港歓迎イベントの中止(香川県) (3/26)
- ・クルーズ客船カレドニアン・スカイの寄港の中止(3/25)
- ・クルーズ客船スター・ブリーズの寄港の中止(9/19, 21 10/10, 12)
- ・香川ファイブアローズ : Bリーグ公式戦の延期(5 試合) (2/28~3/11)
- ・カマタマーレ讃岐 : Jリーグ公式戦の延期(2 試合) (2/26~3/15)
- ・香川オリーブガイナース : 交流戦(6 試合) オープン戦(1 試合)を
無観客試合で実施(3/2~3/17)
- ・香川アイスフェローズ : 全日本アイスホッケー選手権大会の中止(3/13~3/15)
- ・スポーツ大会や学会等の中止(7件) や延期(1件) (3月中)

新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言

世界で猛威をふるう新型コロナウイルスを封じ込めるため、全国知事会としても緊急対策本部を立ち上げ、国や関係団体と連携しつつ、感染拡大防止のため刻々と推移する状況に即応しながらあらゆる対策を実施しているところであるが、各地でクラスターが発生するなど感染拡大は依然として続き、全国一斉休校措置の社会的影響緩和も急務である。更なる感染拡大防止や国民の安全・安心を図るため、医療体制等について、政府に対し次のとおり緊急に要請する。

1 「医療版TEC-Force」の創設と派遣

各地でクラスターが発生し、これが感染拡大の大きな要因となっている。国においても国立感染症研究所等の研究者を班員としたクラスター対策班を設置し各地域の疫学調査等の技術的支援を行うこととしているとともに、各地域においても対策に努力しているが、人員・資機材等に限界があるところである。クラスター対策をさらに実効性あるものとするため、国において、感染症対策のための専門組織として「医療版TEC-Force」を早急に立ち上げ、地方自治体等と緊密に連携し、感染拡大がとまらない地域に幅広い職種と人員を派遣し現場を強力に支援すること。また今後の様々な感染症発生に備え「医療版TEC-Force」を常設組織とするよう検討すること。

2 必要な医療資機材をはじめとする物資の確保

N95マスクの調達に苦慮した神奈川県に対し全国知事会として12000枚の支援を行ったところであるが、引き続き医療資機材をはじめとする各種物資のひっ迫が予想されるところであり次の点について必要な対策を講じられたい。

(1) 国によるマスクをはじめとする物品の供給

感染拡大防止、感染者の治療を行うために、とりわけ医療現場や新型コロナ対策等にあたる職員の防護体制を保障することが第一であり、国民生活安定緊急措置法に基づく措置も含め、サージカルマスク、N95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療用資機材について、国が責任をもって不足分を調達し現場まで供給すること。また、学校の臨時休業に対応する放課後児童クラブ、保育園、幼稚園等の子育て支援施設や児童福祉施設、重症化が懸念される利用者が多い高齢者施設、障がい者施設などの社会福祉施設に対して、マスクや消毒液等の感染予防対策必要物資を、国が地方自治体と協力し責任をもって調達、供給すること。

(2) 民生用物資の安定供給

感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液等が市中からなくなり住民の間に不安が高まっているため、安定供給体制、物資の高額転売防止を含む適切な流通体制を早期に確立すること。また、トイレットペーパーなどの生活用品が不確実な情報により安定供給に支障をきたしている状況にあるので、適切な情報提供を実施し住民の不安を払拭すること。

3 検査体制・治療体制の確立

感染拡大防止の実効性を図るため、医療現場で迅速に検査を行う体制の確立が急務である。神奈川県と理化学研究所により開発されつつあるSmart Amp法も含め、簡易検査キットなど迅速診断方法について早急に確立するとともに、医療現場に普及を図ることが必要である。また、治療薬の早期開発を行うとともに、感染が判明した患者に対する治療法の確立と医療機関での共有を行うべきである。

更に、国が表明されたPCR検査への医療保険適用について、実施できる医療機関が限定されるとのことであるが、今求められているのは必要のある住民が円滑に検査を受けられる体制の早期確立であり、医療現場の安全確保を十分に図った上で幅広く医療機関の医師の判断で検査し、その結果について保健所に報告する仕組みを設けるなど、保険適用のメリットを活かして検査体制が飛躍的に充実する体制を構築されたい。

また、医療体制の構築のため、簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しを認めるなど、柔軟な運用を求める。

令和2年3月5日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する 教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言

この度、政府の要請を請け、各自治体において、学校の臨時休業等の措置を行っているところである。今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であるという共通認識のもと、子どもたちの命と健康を守るため、国と地方が一致協力して、感染拡大の防止に全力で取り組んでいる。

一方で、突然の臨時休業により、様々な混乱や課題が生じていることから、今後、新型コロナウイルス感染症に係る対策を進めるにあたっては、各自治体への十分な協議と、教育現場や子どもを持つ家庭などに対する丁寧な説明を行うこと。また、それに伴って生じる課題については国として万全の対応を行うとともに、以下のとおり対策を講じるよう提言する。

1 地方への配慮について

- (1) 今後、学校現場等において同様の混乱が生じないよう、感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等を提示すること。
- (2) 国として一定程度統一的な対応方針を示す必要性は認めるものの各自治体への要請にあたっては、各地域における感染状況や地域の実情を踏まえ、それぞれの地域に応じた弾力的な対応ができるよう配慮すること。

2 子どもたちへの支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生や年度末の臨時休業など、これまで経験したことのない事態が生じているため、子どもたちの心のケアや家庭を支援するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置等に必要な財政措置を行うこと。

- (2) 臨時休業期間中の子ども一人一人に応じた家庭学習を支援するため、国においてeラーニング用教材を充実するとともに、無償の学習教材の提供を関係団体等に要請すること。

3 放課後児童クラブ、放課後子供教室、放課後等デイサービス等への措置について

- (1) 放課後児童クラブでは、通常、傷害保険料は保護者負担であるが、今回、新たにクラブを利用する保護者にとっては、当該費用は臨時休業がなければ負担する必要がなかったものである。傷害保険料を含め、保護者には一切の負担が生じないよう国として措置すること。
- (2) 放課後児童クラブ運営費は、クラブごとに開設時間や職員の報酬などにより様々であり、国が示す一律の単価では地方負担が生じる可能性があるため、臨時休業により増加した運営費について、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (3) 放課後子供教室については、市町村が行う新たな教室の開設や開設時間の延長に対し、各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。
- (4) 放課後等デイサービスについては、障がい児の居場所を確保するため、事業所が長時間対応するよう国から要請されているところであるが、保護者や各自治体には一切の負担を生じさせないよう国として措置すること。

4 衛生環境への配慮等について

- (1) 学校などの教育機関（学校給食施設を含む）、社会教育施設、放課後児童クラブ、保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、マスクやアルコール消毒薬などを国の責任において必要数を確保し、安定的かつ優先的に提供すること。
- (2) 多くの子どもたちが参加する全国的なスポーツ大会等について関係者や参加選手などの混乱を避けるため、国において、関係団体等に、早期に対応方針を示すよう要請すること。

5 保護者・関係事業者等の負担の軽減について

- (1) 学校給食の休止に伴う自治体や学校給食関連事業者等、学校の臨時休業により影響を受けるスクールバス・タクシー業者などの学校取引事業者に生ずる損失に対する十分な補償を行うこと。
- (2) 海外研修や学校行事の中止や延期に伴う保護者等のキャンセル料に対して、国において補填措置を講じること。

令和2年3月6日

全国知事会会長

全国知事会社会保障常任委員会委員長

全国知事会文教環境常任委員会委員長

全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトリーダー

飯泉 嘉門

平井 伸治

阿部 守一

三日月大造

新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する
地域経済対策の実施に向けた緊急提言

国及び都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

このような中、安倍総理大臣が、これまでの対策に加え、学校の一斉臨時休業、スポーツや文化をはじめとしたイベント等の中止・延期など、更に一步踏み込んだ対策を表明されたことは、感染症の国民的な蔓延を断固として防ごうとする、先手の対応として理解できるものであり、地方としても国と連携・協力して取組む決意である。

一方、これらの対策により、休業・休職を余儀なくされる保護者の収入減、従業員等の休業等に伴う工場の操業停止、給食提供業者やイベント関連企業等の売り上げ減少など、特定の市民や事業者等に大きな負担やしわ寄せも生じている。

また、感染症の拡大により、観光関連産業ではキャンセルが相次ぐとともに、交通機関の利用者が大きく減少している。さらに、部品の納品等の遅れにより、生産や工事が遅れるなど、中小企業・小規模企業者、農林漁業者をはじめとして地域経済への影響も深刻化している。

については、特に、大きな影響を受ける、特定の子育て世帯や中小企業・小規模企業者、農林漁業者などへの補償や支援を重点的に行うとともに、地域経済への影響を最小限に抑えるため、次の項目を踏まえた、緊急対応策を講じることを強く求める。

1. 学校の一斉臨時休業に伴う影響への対策について

子供を持つ保護者の休職に伴い生じる所得の減少について、速やかに助成制度を創設すると表明されたことは、大変高く評価する。なお、制度の創設やその運用にあたっては、地域や子供・家庭の実情に応じた、実効性ある制度とするともに、自営業・フリーランスの収入減に対しても対応すること。

一方で、学校の一斉臨時休業等を受け、関係事業者、とりわけ中小企業・小規模企業者、農林漁業者については、パート従業員など人材の確保が一層困難となり、長期に休業を余儀なくされる事態や、学校給食の納品休止により減収が生じる事態も発生していることから、資金繰りを支援するなど事業所に対する手厚い措置を実施すること。

さらに、一斉臨時休業により、今後どのような影響が生じるのか十分に把握しきれないことから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

※提案活動では、口頭で説明

・助成金について、自営業・フリーランスへの対応に加え、学校の臨時休業までの期間において基礎疾患のある児童等が欠席し校長が認める場合の保護者を支援対象とすることなどについて、口頭で説明する。

2. イベントの中止・延期等に伴う影響への対策について

文化・スポーツなどのイベントの中止・延期やスポーツジムなど人が多く集まる場所への出入り自粛要請に伴い、主催企業や関係事業者等への影響も生じており、特に、自営業やフリーランス、中小企業・小規模企業者、農林漁業者などの損失、収入減は死活問題であり、速やかに融資制度の弾力的な運用などの支援を実施すること。

また、全国に及ぶイベント等の自粛要請の長期化は、社会全体に深刻な影響が出るとみられることから、引き続き、状況を注視し、必要に応じて追加支援策を行うこと。

3. 地域経済への影響を踏まえた対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光関連産業や飲食業・サービス業等では観光客の減やキャンセルが相次ぐことによる大幅な減収、あるいは倒産する企業が発生している。また、交通関連事業では利用者が大幅に減少しているほか、製造業や建設業では部品や建築資材の調達が困難となり、生産活動や工事進捗などに影響が生じている。こうした地域経済への影響を最小限に留めるため、復興交付金に類する自由度が高く地方負担を軽減する柔軟な交付金制度の創設、中小企業・小規模企業者、農林漁業者への支援策や雇用対策の実施、また弾力的な運用に努めること。また、感染が一定程度終息した段階において、広範かつ大胆な観光振興対策を含む大規模な経済対策を実施すること。

加えて、学校の一斉臨時休業やイベントの自粛要請等による影響を踏まえて、リーマン・ショック並みの深刻な状況に陥っていることから、大幅な減収を強いられる事業者に対する緊急助成金の給付を検討するとともに、収入の減少が見込まれる労働者の生活費等を支援するため、例えば、労働金庫等を介した無利子の融資制度を創設すること。

特に、東日本大震災や相次ぐ台風災害などから復興途上にある地域においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響が最小限に留まるよう、特段の配慮を行うこと。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援についても更なる対応を実施すること。

4. 大胆な新型コロナウイルス感染症対策の実施について

現在、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に「新型コロナウイルス感染症」を追加する方向で検討を進めているが、措置の内容と期間及びそれに伴う負担を十分比較考量し、日本経済及び国民生活に及ぼす負担の総量を最小限に抑える観点から、場合によっては全国一律に大胆な措置をとることを含め、必要な対策を検討していただきたい。

※提案活動では、口頭で説明

・農業者の大幅な減収をカバーする「収入保険制度」について、白色申告者も対象とし、申請期間を4月末まで延伸する等、加入条件の特例措置を検討することなどについて、口頭で説明する。

